吹上小学校いじめ防止基本方針

和歌山市立吹上小学校

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な 危険を生じらせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この吹上小学校においても起こ り得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的 にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるとき は迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(2013.913公布)、第2条にはいじめについて次のように定義をしている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的(身体的な影響・金品をたかられる・隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等)な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基 づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、 形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動を きめ細かく観察するものとする。

3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない周りではやし立てたり面白がった りする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長 する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者 のものが下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲のものからは見 えにくい構造もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、イ ンターネット上のソーシャルネットワーキングサービスでのやり取りの中でつくられてい る関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがある ほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間 同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから 集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。 特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら 判断するものとする。

暴力を伴うもの

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする○ひどくぶつけられたり、叩かれたり.蹴られたりする等

暴力を伴わないもの

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○金品をたかられる

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の吹上小学校での取り組み

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる「い じめ」対策部会を設置する。
- イ 「いじめ」対策部会の構成員は次のとおりとする

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 支援委員会生徒相談は部員

- エ 「いじめ」対策部会は次のような役割を担う
 - (ア)学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ)いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - (エ)いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の 迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応 方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核 としての役割等
 - (2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行なう。

特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」 と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童 の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を 尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動の充実(心の教育の推進)

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心 と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、JRC活動等 を通し、ボランティア精神を養ったり、なかよし活動やふれあい活動を通し、他者 と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係 を構築する能力の素地を養う。

イ 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子供たちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 学習指導の充実 -授業づくりの改善と工夫-

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、 実践する。授業においては、一人ひとりの子供ができる喜び・わかる喜びが実感 できるよう,日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努 める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会と 定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティーや学校評議員の制度を活用する など、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進め る。

カ インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適 切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だ けではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルに ついて学習させる。

また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家 庭でのルール作り等を周知徹底する。

- (3) 早期発見・早期対応
- ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につな がることがあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が 示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を 整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケートの実施

いじめアンケートを毎学期実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の 心を吐露しやすい環境をつくる。(回答の時間を十分確保し、回収は二つ折り にさせる、学級担任はいじめアンケートの結果を学年主任、生徒指導主任に相 談し、直ちに管理職に報告する。) (イ) 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾 け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受 け止める。また教育相談部を中心にいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)~(エ)に留意して、組織的に迅速かつ 適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発 を防止するため、市こども総合支援センターや西和中学校スクールカウンセラー 等外部組織にも協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童 やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助 言を継続的に行う。またその際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめをおこなった児童の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、 教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適 切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生 じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要 と認められる事案については適宜適切に連絡する。また児童相談所や少年センタ 一等の関係機関との情報交換を適宜おこなう。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、 そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童およびそ の保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除 を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼す る前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上について

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認 識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっち り取り組める資質能力が身につけられるよう「ふきあげの子」等を利用し、各学 期に2回は研修を行う。

(5)家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相 談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解 を得て、PTA総会・運営委員会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さら に、吹上地域少年補導委員会や育友会補導部等に協力を求め、街頭指導を実施し たり、校外での児童の様子を把握する。

(6)継続的な指導・支援

「いじめ」対策部会や外部からスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等 を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。 いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用 感等が回復できるよう支援する。

またいじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を 取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよ う粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動 を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して 確認するとともに、「いじめ」対策部会を中心に学校基本方針を点検し、必要に 応じて見直しを行う。

5 重大事態の判断・報告

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー 図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- いじめにより児童の<u>生命、心身または財産</u>に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が<u>相当の期間</u>学校を欠席するこ とを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受け た児童の状況に着目して判断する。

○児童が自殺を企画した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害をおった場合

○精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、 直ちに適切な対処を行う。

- (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供
 - ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する

- イ 「いじめ」対策部会が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあ たる
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者 に説明する等の措置を行う
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

参考資料2

学校用 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

〇 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告) ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等) イ)「相当の期間学校を欠居することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して 欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手) ※「児童生徒や保護者からいじめられて軍大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合 学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる ▶ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置 ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事家の関係者と直接の人間関係又は特 別の利害関係を守しない第三者の参加が図ることにより、当該関係の公平性・中立法を確保するようがあること がべめられる。 ※ 第22条に基づくしてもの防止等の対策のための組織」をは体として、当該重大事態のと質に広じて通り な専門家を加えるなどの方法も考えられる。 Γ ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り洞臓的に明確にする。この際、肉果関係の特定を急ぐべきではなく、 ※1990を単規関係を定やかに課題すべる。 ※4回ると単規関係を定やかに課題すべる。 ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、単実にしっかりと向を合わうとする姿勢が道要。 ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査会科の再分析や必要に記述で新たな調査を実施。 ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供 ※ 調査には5月のかれなった事実関係について、情報を通知に提供(適応・適応の方法で、経過報告があるこ とが望ましい)。 ≫ (別語者の個人情報に十分配置。ただし、いたずらに個人常報保護を確定的明を包括ようなことがあってはな もないし 第二結られたアンシー目よいじめられた児童生徒や保護者は提供する場合があることを念頭におき、調査に先 立ち、その旨を開充対象の在技生や保護者に説明する等の特別が必要。 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告) いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者 . 28 の所見をまとめた之書の提供を受け、間在結果に添える。 ● 調査結果を踏まえた必要な措置

